



2026年5月14日

各 位

会 社 名 S Dエンターテイメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 高橋 誠
(コード：4650 東証スタンダード市場)
問合せ先 経営企画部長 谷口 正論
電話番号 011-860-2525
U R L <https://sdentertainment.jp>

経営支援料に関する契約締結のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、親会社である RIZAP グループ株式会社（以下「RIZAP グループ」といいます。）に対する経営支援料等について合意し、RIZAP インベストメント株式会社（以下「RIZAP インベストメント」といいます。）との間で経営支援料等の支払に関する契約（以下「本契約」といいます。）を締結することについて決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 事実の概要

(1) 契約締結の経緯

当社は、RIZAP グループとの資本業務提携を実施して以来、同社から継続的に収益改善策などの経営再建支援をはじめ、経営戦略、経営管理、経理、財務、法務、人事、広報、I R、購買物流、マーケティングなど経営全般の支援を受けており、今般、2026年4月1日から2027年3月31日までの期間の経営支援等に関して、RIZAP グループと以下(2)のとおり合意し、RIZAP グループの完全子会社である RIZAP インベストメントとの間で契約を締結するものであります。

そして、「3. 支配株主との取引に関する事項」記載の各過程を経て、当社の更なる企業価値の向上の実現には、引き続き、RIZAP グループの経営支援等を受ける必要があり、ひいては、当社の少数株主を含めたステークホルダー全体の利益にも資するものと判断し、最終的に RIZAP インベストメントと本契約を締結することといたしました。なお、2025年4月1日から2026年3月31日においては、期中の状況変化に応じて支援の必要性・提供実態および取引条件の合理性を機動的に検証するため、四半期毎に支払いの要否及び条件を判断したうえで、RIZAP インベストメントとの間で契約を締結し、同契約に基づき支払っておりますが、今般、一部内容を変更し契約を締結し、支払額が変更となるものであります。

(2) 本契約の内容

ア 相手方 RIZAP インベストメント株式会社

イ 対象期間 2026年4月1日から2027年3月31日

ウ 支払額

a) 経営支援料 (RIZAP グループから当社に対する経営全般の運営支援に対する対価として)

55,092,000円 (月額 4,591,000円)

※2025年4月1日から2026年3月31日までの対価

44,952,000円 (月額 3,746,000円)

b) 経営基盤強化（個別のプロジェクト等で発生するコストや成果報酬は、経営支援料とは切り離して個別に契約を締結することにより支払うことがある）

※なお、合意内容により追加支払が発生した場合には、必要に応じて速やかに適時開示を行います。

c) 役員派遣（RIZAP グループから当社に対する役員派遣に対する対価として）

1,200,000 円（月額 100,000 円）

エ 支払時期 上記イの対象期間の毎月末日

2. 決定の理由

当社としては、本契約の合理性について当社を含む RIZAP グループに属する各社で構成される子会社協議会に参加し、または個別に面談することにより RIZAP グループ側と協議を重ね、複数回にわたって契約締結の是非について検証しました。RIZAP グループは、当社を含む同社グループに属する各社と一丸となり、同社グループ間の横断的な各種経営対策を実施し、同社グループ全体のコスト適正化・合理化をはじめ、各社の収益力の改善、競争力向上を推進しております。当社がさらなる企業価値向上を推進していくためには、引き続き、RIZAP グループの経営支援を受けることが最善であり、引き続き今期においても、先行き不透明な経営環境のもと、RIZAP グループの経営資源を活用することで、実効性の高い収益基盤強化の施策の推進力を高めることができ、その結果、当社の少数株主を含めたステークホルダー全体の利益にも資するものと判断し、RIZAP グループと協議のうえ、本契約を締結することといたしました。

3. 支配株主との取引に関する事項

本契約は、当社の親会社 RIZAP グループの完全子会社である RIZAP インベストメントとの取引となります。同社は当社と同一の親会社を有する会社であり、株式会社東京証券取引所「有価証券上場規程」第 441 条の 2 に定める「支配株主との重要な取引等」に該当します。

(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は、2025 年 6 月 30 日に公表したコーポレート・ガバナンス報告書において、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、「当社と親会社との取引が発生する場合には、取引の公正性及び合理性を確保し、適切な取引を基本方針としております。」と定めております。

今般の取引におきましても、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に加えて、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性については、事前に支配株主と利害関係のない独立役員である社外取締役 2 名（大塚一暁氏及び小島茂氏）と外部の弁護士 2 名（小野聡弁護士（ライブラ法律会計事務所）、後藤裕太弁護士（ガーディアン法律事務所））で構成した特別委員会の意見書に基づき、本契約の締結にあたっては、取締役会に先立ち、子会社協議会への参加や RIZAP グループとの協議等を通じて、取引の合理性（事業上の必要性）及び取引条件（対価額の算定基準を含む）の妥当性について検討を行っております。そのうえで、2026 年 5 月 14 日に開催した取締役会において、支配株主と利害関係のない取締役 5 名（代表取締役社長である高橋誠氏、常勤取締役監査等委員である岡野靖彦氏、社外取締役である安藤誠悟氏、社外取締役監査等委員である大塚一暁氏及び同小島茂氏）が出席したうえ、検討を行った結果、親会社グループの一員として負担すべき必要経費について算定根拠に合理性があると認められること、本契約の対象となる経営支援等を引き続き RIZAP グループから受けることは、今後の当社の更なる成長のために必要不可欠であること、経営支援等の役務提供の一部については当社及び RIZAP グループ間でその要否及び内容を取り決めること、さらに RIZAP グループからの役員派遣に関しては、当社では当該役員に対し役員報酬を支給しておらず、かかる人材を招聘するために相応の費用負担を行うことは合理的であり、その対価の金額も、当社の現状を勘案しても適正であると確認し、

十分な審議を行い、出席取締役のうち決議に加わった取締役の全員一致により決議を行いました。従いまして、本契約の締結は、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合するものであると判断しております。

当社の親会社である RIZAP グループと取引等を行う場合の取引条件については、少数株主の利益を害することがないように、当社と関連を有しない第三者との取引条件を勘案し合理的に決定しております。また、取引内容に応じ、社内の稟議決裁手続、取締役会での決議等により、取引の公正性を確認したうえで実施することとし、同社から派遣された取締役が特別利害関係人に該当する場合には、当社取締役会の決議に参加しないこととしております。現在、不安定な世界情勢やそれに伴う物価上昇など先行き不透明な経営環境に対応するための措置として、同社グループ各社で要職を兼務している役員を一時的に当社取締役として1名（塩田徹氏）迎えておりますが、同社との取引については、独立性を有する取締役（監査等委員、社外取締役）の意見を確認のうえ、取引条件の公正性・合理性および利益相反の回避措置について取締役会において審議し、決議の上で実施しております。なお、同社グループ各社もこれと同様の取扱いとしております。

（2）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本契約における対価につきましては、RIZAP グループより提供される役務等（経営戦略、経営管理、経理、財務、法務、人事、広報、I R、購買物流、マーケティング、経営全般の支援等）の価値及び提供の実態を元に算定される費用負担に応じて、独立当事者間としての公正な取引価格として合理的と認められる役務提供等の対価を定めるように算定しており、上記特別委員会から、本契約において具体的な対価額を定める経営支援等の役務提供は、従前より RIZAP グループから当社に対して実施されてきた実績があり、当社にとって一定の有益な効果をもたらしていること、本契約書所定の対価額の算定基準は、当社及び RIZAP グループ間で繰り返し行われた協議を経て決定された当該役務の対価額に関する合理的な算定基準を踏襲したものであって、そのことは RIZAP グループとの間でも確認されていること、その他後記（3）に挙げる各事項に照らし、本契約書所定の対価額は公正な取引価格として合理的であると判断しているとの意見を受領しております。

また、当社の役員でもある塩田徹氏は、支配株主の役職員を兼務しているため、特別利害関係人として本件意思決定の審議および決議に参加しないこととして、利益相反を回避しております。

（3）当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見書の概要

2026年5月14日開催の取締役会において、前記（1）の特別委員会が作成した2026年5月8日付で意見書を入手しております。同意見書では2020年度から締結されている同内容の契約を締結する際及び同契約に基づく支払いをする際にその合理性、相当性について記載された従前の意見書の内容が引用され、契約締結の前提事実や本件契約締結を必要とする事情（業績回復や資金調達などにおけるグループ経営の有用性、人的関係、取引関係における有用性）については従前同様であり見解について変更はないことが明記されるとともに、本契約を締結することにつき、以下の理由から、当社ひいては当社少数株主にとって不利益なものではないと考えられるとの意見を頂戴しております。

- ① 本契約において具体的な対価額を定める経営支援等の役務提供は、従前から RIZAP グループから当社に対して実施されてきた実績があるところ、当社にとって一定の有益な効果をもたらしていると認められること
- ② 当社は RIZAP グループとの資本業務提携を実施して以来業績を回復し、RIZAP グループの傘下に入ることによって経営再建を果たしたと評価し得ること
- ③ 当社事業の継続及び拡大発展に向けて機動的にかつ安定的な資金調達のために RIZAP グループの与

信枠の活用が不可欠であること、こうした当社の業績回復の実現及び今後の事業拡大に不可欠な金融機関からの借入れによる円滑、安定的かつ機動的な資金調達を可能とする事業環境の確保は、今後も企業価値の向上を継続的に実現するために必要な条件として整理されるべきものであること

- ④ 当社と RIZAP グループとの間には、役職員の出向等の人的関係、両社及び RIZAP グループの関係会社各社との取引関係など密接な関係があることから、今後、RIZAP グループとの関係に大きな変化が生じた場合、当社の事業戦略や経営成績等に影響を及ぼす可能性があること
- ⑤ こうした当社の経営基盤の維持を図るには、グループ全体として安定的な支援体制を維持する観点から RIZAP グループがグループ内各社への役務提供に対する適切な対価を得ることにより、継続的かつ安定的に経営支援機能を提供できる体制を確保することが重要であるといえること
- ⑥ 本契約に定める対価額に関する交渉の態様としては、RIZAP グループの子会社のうち、株式を金融商品取引所に上場している複数の子会社が参加して、RIZAP グループとの間で協議の機会を設け、討議及び検討を行い、その過程において、監査法人、弁護士等の各種専門家から聴取した意見及び回答を踏まえて、本契約を締結することによるリスクを含め、所要の検討を行ったこと
- ⑦ 本契約所定の対価額の算定基準は、RG とグループ各社との間で毎月 1 回ないし 2 回定期的に開催された子会社協議会等における協議及び検討を経て決定されたものであり、十分慎重に検討が重ねられたものといえること。また、算定に用いられている純資産額、売上高、営業利益額は企業の規模を測る指標として一般的に妥当なものであり、これらの複数指標を用いて各社の構成比に応じて画一的に按分することは、恣意性を排除し、公正な分担を図る観点から不合理ではないこと。さらに、前期比の増減を一定範囲（下限 90%～上限 110%）に抑える激変緩和措置も設けられていること等を踏まえると、当社が本契約所定の対価額を受け入れることは不合理とはいえないこと
- ⑧ 本契約において、従前の算定方法を維持しつつ固定負担分を増額することとされた点については、昨年度以降、RG と子会社の個別協議により、基準により算出された経営支援料を減額する取扱いが行われ、その減額分を他の子会社に負担転嫁することなく RG が負担した結果、減額累計が約 3 億円に達し、RG の運営コストが賄えない状況に至ったこと等を背景として、子会社協議会における議論を経て決定されたものであること。RG は純粋持株会社であり収入源が経営支援料及び配当等に限られ、配当収入は不確実性があることから、経営支援料の金額を安定させる必要性があること、固定負担分はグループ各社一律に設定されており恣意性や特定の会社に対する不利益な取扱いは認められないこと、また、その水準についても、経営支援体制の維持に必要な費用の合理的な分担という趣旨に照らして過大とは認められないこと等を踏まえると、固定負担分を増額を含めた本契約所定の対価額の算定は不合理とはいえないこと

さらに、前記（2）の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置も図っていることから、本契約を締結することが取締役の善管注意義務に反するものとはいえず、当社ひいては当社少数株主にとって不利益なものではないと考えられるとの意見を頂戴しております。

4. 業績に与える影響

当社の業績に与える影響につきましては、2026 年 5 月 14 日公表の「2026 年 3 月期決算短信」に記載の 2027 年 3 月期連結業績予想に織り込んでおります。

以上